

## 新型コロナウイルス感染症に関する医療従事者派遣事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症患者の対応等を行う医療機関や感染した医師が勤務する医療機関等へ医療従事者の派遣を行うことにより、医療提供体制の確保を図るため、予算の定めるところにより、派遣元の医療機関に対し、当該事業の実施に必要な経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和2年6月16日厚生労働省発医政第1号、厚生労働省発健第6号、厚生労働省発薬生第65号）、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和2年6月16日医政発0616第1号、健発0616第5号、薬生発0616第2号）及び鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業及び事業者)

第2条 この要綱の対象となる事業及び補助の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣  
鹿児島県の調整のもと、新型コロナウイルス感染症重症患者が入院している医療機関（派遣先）において当該患者の診療に従事するため、新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関（派遣元）。
- (2) 新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師の派遣  
新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療を行うことができなくなった医師が勤務する医療機関（派遣先）において代わりに診療に従事するため、医師の派遣を行う医療機関（派遣元）。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築  
医師等が新型コロナウイルス対応に従事するために他の医療機関に応援に行き、又は自院の新型コロナウイルス対応に従事しているため、厳しい診療状況となっている救命救急センター、二次救急医療機関、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院に、県の定める計画に基づき、県の登録を受けた医師等を派遣する医療機関（派遣元）。

### (補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象経費、基準額等は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣
    - ア 経費所要額調（別記第2号様式）
    - イ 事業計画書（別記第3-1号様式）
    - ウ 歳入歳出予算書抄本（別記第4号様式）
    - エ その他参考となる書類
  - (2) 新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師の派遣
    - ア 経費所要額調（別記第2号様式）
    - イ 事業計画書（別記第3-2号様式）
    - ウ 歳入歳出予算書抄本（別記第4号様式）
    - エ その他参考となる書類
  - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築
    - ア 経費所要額調（別記第2号様式）
    - イ 事業計画書（別記第3-3号様式）
    - ウ 歳入歳出予算書抄本（別記第4号様式）
    - エ その他参考となる書類
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。  
なお、知事は、報告があった場合には当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返納させることがある。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の変更（ただし、補助金額の20%以内の減額を除く。）
  - (2) 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減
  - (3) 補助事業の内容の著しい変更
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第7号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣
    - ア 変更経費所要額調（別記第2号様式）
    - イ 事業変更計画書（別記第3-1号様式）
    - ウ 歳入歳出予算書抄本（別記第4号様式）
    - エ その他参考となる書類
  - (2) 新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師の派遣
    - ア 変更経費所要額調（別記第2号様式）
    - イ 事業変更計画書（別記第3-2号様式）
    - ウ 歳入歳出予算書抄本（別記第4号様式）
    - エ その他参考となる書類
  - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築
    - ア 変更経費所要額調（別記第2号様式）
    - イ 事業変更計画書（別記第3-3号様式）
    - ウ 歳入歳出予算書抄本（別記第4号様式）
    - エ その他参考となる書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第8号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣

- ア 経費所要額精算書（別記第11号様式）
- イ 事業実績書（別記第12-1号様式）
- ウ 歳入歳出決算書抄本（別記第13号様式）
- エ 実績等を証明するもの
- オ その他参考となる書類

(2) 新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師の派遣

- ア 経費所要額精算書（別記第11号様式）
- イ 事業実績書（別記第12-2号様式）
- ウ 歳入歳出決算書抄本（別記第13号様式）
- エ 実績等を証明するもの
- オ その他参考となる書類

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築

- ア 経費所要額精算書（別記第11号様式）
- イ 事業実績書（別記第12-3号様式）
- ウ 歳入歳出決算書抄本（別記第13号様式）
- エ 実績等を証明するもの
- オ その他参考となる書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、当該年度の3月末日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定の通知)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第15号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第16号様式のとおりとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

(1) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣

対象経費	基準額	補助金額
当該派遣に係る賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料	<p>1 か所当たり次のア及びイにより算出された合計額</p> <p>ア 医師 1人1時間当たり7,550円 ×勤務時間数</p> <p>イ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円 ×勤務時間数</p>	<p>1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に10/10を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

留意事項

ア 派遣先は重症者が入院している医療機関とする。

イ 重症者とは、集中治療室（ICU）等での管理又は人工呼吸管理が必要な患者のことをいう。

ウ 派遣される医療従事者は、人工呼吸器または体外式膜型人工肺に関する臨床上の十分な経験や研修の受講実績がある者とする。

(2) 新型コロナウイルスに感染した医師にかわり診療を行う医師の派遣

対象経費	基準額	補助金額
当該派遣に係る賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料	<p>1 か所当たり以下のとおり算出された合計額</p> <p>医師 1人1時間当たり7,550円 ×勤務時間数</p>	<p>1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に10/10を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

留意事項

派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）した医師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関において診療等に従事することができない期間とする。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築

対象経費	基準額	補助金額
<p>当該派遣に係る賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料</p>	<p>1 か所当たり次のア及びイにより算出された合計額</p> <p>ア 医師 1人1時間当たり2,265円 ×勤務時間数</p> <p>イ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり562円 ×勤務時間数</p>	<p>1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に10/10を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

留意事項

- ア 派遣元は、医療機関として、1か月のべ5日以上（派遣先の常勤医師等の勤務時間に準ずる）の派遣を行うこと。
- イ 補助の対象となる派遣期間は2か月間を上限とする。
- ウ 県において、派遣元から医師等が派遣された実績を確認した上で支援を行う。派遣元が派遣する医師等について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合は雇用調整助成金分を控除して支援を行う。
- エ 補助対象となる派遣人数の上限は、派遣先において新型コロナウイルス対応に従事することにより地域で維持する必要がある医療機能に従事できない医師等の数とする。